

○社会福祉法人登米市社会福祉協議会
表彰規程

平成17年4月1日制定

平成21年7月1日改正

平成30年8月1日改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人登米市社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長が社会福祉活動に対し功績顕著な者への表彰について、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 会長は、次の各号の一に該当するときは、表彰するものとする。

- (1) 民生委員児童委員でその功績顕著な者
 - (2) 本会の役職員、評議員、委員会委員、福祉活動推進員及び生活相談員でその功績顕著な者
 - (3) 社会福祉団体等の役員でその功績顕著な者
 - (4) ボランティアグループまたは個人でその功績顕著な者
 - (5) 社会福祉活動が特に優秀な社会福祉団体
 - (6) 社会福祉活動に特に貢献のあった法人企業
 - (7) その他、会長が特に必要と認めた者
- 2 前項1号から7号の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、表彰の対象から除くものとする。
- (1) 社会福祉関係功労者として藍綬褒章、黄綬褒章または叙勲を受けた者
 - (2) 社会福祉関係功労者として厚生労働大臣表彰または同特別表彰を受けた者
 - (3) 社会福祉関係功労者として宮城県知事表彰または同褒章を受けた者
 - (4) 社会福祉関係功労者として全国社会福祉協議会会長表彰を受けた者
 - (5) 社会福祉関係功労者として宮城県社会福祉協議会会長表彰を受けた者

(表彰者の資格)

第3条 前条第1項に規定する表彰に該当する者の資格は、次の各号に定める条件を具備するものとする。

- (1) 民生委員児童委員は在職期間が6年以上であること
- (2) 本会役員は在職期間が6年以上であること
- (3) 本会評議員、委員会委員、福祉活動推進員及び生活相談員は在職期間が6年以上であること
- (4) 本会職員は在職期間が12年以上であること
- (5) 社会福祉団体等の役員は在職期間が8年以上であること
- (6) ボランティアグループは活動期間が6年以上であること
- (7) ボランティア個人は活動期間が6年以上であること
- (8) 社会福祉団体はその活動が優秀で他の模範とするに足りると認められるもの
- (9) 法人企業は社会福祉関係の社会貢献活動が他の模範とするに足りると認められるもの

(感謝の対象)

第4条 会長は、社会福祉事業に積極的に協力し、その功績顕著な者で、次の各号の一に該当するときは感謝するものとする。

- (1) 本会对し、10万円以上の金品の寄附行為があった個人、団体及び法人企業
- (2) 本会特別会員で、継続して総額10万円以上の特別会費を納入した者
- (3) その他、会長が特に必要と認めた者

(表彰の時期)

第5条 表彰は、原則として登米市社会福祉大会等会員が一堂に会する場においてこれを行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長が特に必要と認めたときは、随時「特別表彰」を行うことができる。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、会長名の表彰状によってこれを行う。

- 2 表彰にあたっては、記念品を添えて贈呈することができる。

(感謝の時期)

第7条 感謝は、原則として登米市社会福祉大会等会員が一堂に会する場においてこれを行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長が特に必要と認めたときは、随時「感謝」を行うことができる。

(感謝の方法)

第8条 感謝は、会長名の感謝状によってこれを行う。

- 2 感謝にあたっては、記念品を添えて贈呈することができる。

(内 申)

第9条 表彰候補者を推薦しようとする者は、表彰候補者推薦書(様式第1号)により会長に内申するものとする。

(決 定)

第10条 被表彰者の決定は、理事会の同意を得て会長が行う。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が内規を定め併用する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。